



独立行政法人
環境再生保全機構 (ERCA)
Environmental Restoration and Conservation Agency

神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8階、9階
TEL 044-520-9501 FAX 044-520-2131
ホームページ: <http://www.erca.go.jp>

お問い合わせ先/総務部総務課 発行 2015年9月 (第10号)



ERCA Environmental Report 2015
環境報告書2015
環境の未来を拓く人材の育成



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

編集方針、環境配慮に関する基本方針等 ————— 02

理事長メッセージ ————— 03

ERCA の概要 ————— 04

特集「ERCA の人材育成への取組」

Part 1 ERCA の環境事業を支える方々の人材育成

■ 環境保全活動を牽引する若手プロジェクトリーダーの育成 ————— 06

■ 国際環境協力を担う人材の育成 ————— 08

■ 公害健康被害予防事業を担う人材の育成 ————— 10

■ 石綿による関連疾患の診断技術の向上を目指して ————— 14

Part 2 ERCA 内部（職員）の人材育成

■ 環境施策のエキスパートの育成 ————— 17

■ ダイバーシティの推進 ～誰もが働きやすい職場を目指して～ ————— 20

■ 社会貢献活動の推進 ————— 22

環境報告

■ 業務実施に付随する環境配慮の取組 ————— 24

■ 環境配慮のための実行計画及び具体例 ————— 26

■ 東日本大震災に関する環境保全活動への支援 ————— 28

■ ERCA 温故知新 ～旧環境事業団の建設譲渡事業の紹介～ ————— 29

監事による評価結果 ————— 30

第三者意見 ————— 31

編集方針

「環境報告書2015」は、独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）の環境保全に関する考え方と最新の活動状況等を報告する広報ツールとして位置付けるとともに、自らの活動を振り返り、活動の改善や今後の取組みの更なる向上に役立てることを目的として発行しています。

報告書対象範囲等

対象範囲：神奈川県川崎市に所在する事業所（ERCA）
 対象期間：平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の活動を中心に、過去の活動及び次年度以降の活動の展開や方針などについても報告しています。
 参考にしたガイドライン：「環境報告ガイドライン2012年版」環境省「環境報告書の記載事項等の手引き（第3版）」環境省
 公表時期：平成27年9月

環境配慮に関する基本方針

ERCAは、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進めています。

1. 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上

業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努めます。

2. 法規制等の遵守と自主的取組の実施

環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図ります。

3. 環境への負荷の低減に係る目標の設定

省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図ります。

4. 日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにします。

5. 社会とのコミュニケーション

社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努めます。

理事長メッセージ

ERCAが発行する、第10回目の環境報告書（「環境報告書2015」）をお届けします。

ERCAは、平成16年の設立以降、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出と保全を経営理念として公害健康被害の補償予防事業から地球環境保全活動への助成までの多岐に渡る事業を実施してまいりました。この間、ERCAが様々な政策課題に対して、社会に果たすべき役割を発揮してこれましたのも、これまでERCAの各種事業にご協力をいただきました全ての関係者の皆さまの賜と改めて心より感謝を申し上げます。引き続き、現在の環境行政が置かれた状況の変化や社会のニーズの高まりを念頭に置きつつ、ERCAの各種事業を取り巻く現状を十分に認識した上で、事業の効率的かつ効果的な推進、業務の質の向上に努めていく所存でございます。

冒頭にも申し上げましたが、ERCAの事業は、環境省をはじめとする主務官庁、地方公共団体、産業界、医療機関、NGO・NPOなど多くのパートナーの方々との連携により成り立っています。そのつながりを、既成の枠にとらわれず一段と発展させ、ERCAの事業をより高いレベルで展開することが、国民の皆さまの期待と信頼に応え、環境行政の円滑な推進に寄与するものと考えております。

今回発行する「環境報告書2015」では、特集「ERCAの人材育成への取組」と題して、1つ目にERCAの各種事業を支えていただいている方々を対象とした人材育成への取組支援を取り上げました。ERCAでは、NGO・NPOで環境保全活動を牽引する若手プロジェクトリーダーの育成を目的とし

た支援プログラムや地域においてぜん息・COPD患者の方々が良質な指導・サービスを受けられることを目指した専門スタッフの育成サポートなど様々な研修を実施しています。研修参加者の方々には、ERCAの事業の未来を拓く重要な担い手としてご活躍いただくとともに、ERCAの良きパートナーとして連携・協働を図っていただき、各事業をより一層効果的に推進してまいりたいと考えております。

また、特集「ERCAの人材育成への取組」の2つ目にはERCA内部での職員への人材育成として、環境施策のエキスパートを目指した人材育成への取組からダイバーシティ、社会貢献活動の推進まで幅広く取り上げました。国民の皆さまからこれまで以上に「信頼されるERCA」をつくり上げ、その信頼を維持していくためには、ERCAの事業に携わる職員一人ひとりが環境施策のエキスパートとして成長していくことが重要であると認識しています。国民本位の事業の運営、健全な経営の推進は無論のこと、職員一人ひとりが、各種法令等を遵守し、コンプライアンス意識を高め、国内外の社会の要請に応じたより質の高い行動をとるように努めてまいります。

「環境報告書2015」では、特集記事のほか、業務における環境配慮の取組、東日本大震災への支援等を報告しています。

本報告書が、より多くの方々にERCAの活動を知っていただき、またご理解を深めていただくための一助になることを願っております。



独立行政法人 環境再生保全機構

理事長 福井 光彦

ERCA の概要

沿革

昭和40年10月 公害防止事業団 設立
 昭和49年 6月 公害健康被害補償協会 設立
 昭和63年 3月 公害健康被害補償協会を公害健康被害補償予防協会に組織名変更
 平成 4年10月 公害防止事業団を環境事業団に組織名変更
 平成16年 4月 公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の一部の事業を承継して
 独立行政法人環境再生保全機構 設立

規模

役職員数 146人 (うち役員6名、職員140名)
 (平成27年4月現在)
 所在地 神奈川県川崎市幸区大宮町1310
 ミューザ川崎セントラルタワー8階、9階
 延床面積 2,614m²



ミューザ川崎セントラルタワー

経営理念及び経営方針

ERCA経営理念 (ERCAビジョン)

ERCAは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、ERCAが有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

ERCA経営方針 (ERCAマネジメントポリシー)

良質なサービスを提供し、ERCAと関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。

公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。

関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。

職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

シンボルマーク



●デザインのモチーフ

青々とした空に「自然の風」が運んでくる「きれいな空気」、
「流れる雲」をモチーフにデザインしています。

●シンボルマークに込められた意味

今、ごくあたりまえのように感じている空気は、地球誕生後、何億年もの長い年月を経て現在の組成となりました。そうした「空気」を基盤として良好な環境の創出や保全を図り、健康で文化的な生活の確保や人類の福祉に貢献していく姿勢をマークに込めています。



業務内容

公害健康被害補償業務

公害により健康被害を受けた方々への補償給付等に必要な費用を汚染物質を排出したばい煙発生施設等設置者または特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害が発生した地方公共団体に納付する業務 (健康被害者への支給は地方公共団体から行う) を実施しています。

公害健康被害予防事業

大気の汚染の影響による健康被害を予防するために、関連する知識の普及、調査研究及び研修、並びに、地域の健康相談・健康診査・機能訓練、施設の整備等を行っている地方公共団体に対する助成金の交付を行っています。

地球環境基金事業

国内外の民間団体 (NGO・NPO) が開発途上地域又は日本国内で実施する自然保護、地球温暖化防止、循環型社会形成などの環境保全活動を支援する助成事業及び民間の環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報提供、研修などの振興事業を行っています。

ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理助成事業

PCB廃棄物処理事業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物を処理する際の周辺の環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修の促進を図ることを目的として助成を行っています。

最終処分場維持管理積立金管理業務

廃棄物最終処分場の設置者は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立期間中に、維持管理積立金を積み立てることが廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務付けられており、ERCAでは、その維持管理積立金を預かり管理しています。

石綿健康被害救済業務

石綿 (アスベスト) による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定等や指定疾病にかかった方、指定疾病が原因で亡くなられた方のご遺族に対し医療費等の救済給付を支給しています。

その他の業務

債権管理・回収業務

旧環境事業団から承継した建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収を行っています。

環境保全調査研究等業務

機構法第10条第2項に基づき、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行っています。

環境負荷の全体像

INPUT

電気 (買電) **271,898kWh**
 内訳: コンセント 34,382kWh
 照明 57,283kWh
 空調 65,731kWh
 サーバー室 114,502kWh

事業活動

コピー用紙 **8,088kg**
 水使用量 **2,127m³**

OUTPUT

CO₂排出量 **144,106kg-CO₂**
 廃棄物排出量 **9,944kg**
 排水量 **2,127m³**

※1 CO₂ 排出量については、エネルギー起源 (電気のみ) のCO₂ 排出量を記載しています。
 ※2 水使用量については、ビル全体の水使用量から面積比で按分した数値を記載しています。
 また、排水量 (OUTPUT) については INPUT と同量を記載しています。

特集「ERCAの人材育成への取組」

Part 1 ERCAの環境事業を支える方々の人材育成

環境保全活動を牽引する若手プロジェクトリーダーの育成

地球環境基金では、平成25年度に創設20周年を迎えたことを契機に、「地球環境基金事業のあり方検討プロジェクトチーム」を設置して、地球環境基金事業の見直しを行い、平成26年度より、その成果の具現化に取り組んでいます。

具現化の1つとして、研修事業を人材育成の視点から見直したプログラム「若手プロジェクトリーダー育成支援」を新規スタートしました。このプログラムは、環境保全活動を行う世代が高齢化している現状を鑑み、次世代の人材を育成するために、助成事業（活動に必要な賃金の助成）と振興事業（研修）を有機的に組み合わせたものです。

環境保全活動の推進には若手の人材育成が不可欠

地球環境基金は、創設から20年間にわたり、環境保全活動の推進に向けて事業を実施してきました。この20年間で環境NPO団体数が飛躍的に増加した一方、NPOの年齢構成は50～60歳代が中心で、20～40歳代はむしろ減少していることが、内閣府の調査により判明しました。

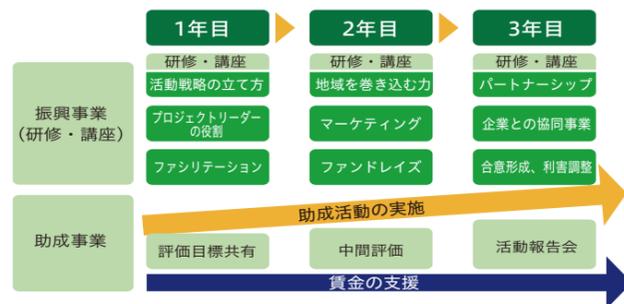
今後の環境保全活動を持続的かつ継続的に推進していくためには、環境保全団体における若手リーダーの人材育成が必要不可欠です。地球環境基金による若手プロジェクトリーダー育成支援は、こうした実情を踏まえ、助成事業と振興事業という両輪から、若手の人材育成を支援していこうとするプログラムです。

通常、地球環境基金の助成事業では常勤役員員の賃金を助成していませんが、当プログラムに採択された団体に限っては、3年間の助成活動実施期間において、助成活動に携わる常勤若手職員に、年間上限300万円の活動推進費（賃金）を支援することとしています。

対象者は、団体と雇用関係にある活動のプロジェクトリーダーであり、非営利活動における環境保全活動の実績が10年未満の方々です。

研修受講者は、3年間の研修期間に多様なステークホルダーと関わりながら、プロジェクトリーダーとして必要な様々なスキルを、段階的に学ぶことができます。平成26年度（1期生）は、20代～40代の16名を採択し、7月、10月、1月に、それぞれ1泊2日の合宿形式で研修を実施しました。平成27年度（2期生）は、10名を採択しました。

対象となっている団体の職員は、1年間に3回、振興事業の若手プロジェクトリーダー研修を受講することになります。3年間で計9回の研修を受講することで、活動戦略の立て方からファシリテーション、ファンドレイズ、合意形成に至るまで、組織リーダーとなるために必要な知識技術を習得できるプログラムとなっており、3年間の受講終了後、今後の環境NGO・NPOを先導する役割を担っていただけることを期待しています。



人と人の信頼関係を実感できる研修です

若手プロジェクトリーダー育成支援では1期生にあたり、今年で2年目の研修を迎えた「特定非営利活動法人 A SEED JAPAN」の西島香織さんに、参加者代表としてお話を伺いました。——応募した理由を教えてください。

西島：ボランティア活動からNPOスタッフとなって2年、NPOとして必要なキャンペーン戦略や政策立案を、より深めていきたいと思いました。また、私たちのように小規模なNPOが活動を維持していく上で、賃金を支援していただける制度がとても有り難いことも大きな理由です。3年間の支援で、自身の成長とともに、ノウハウを次世代にも伝えられる素晴らしい趣旨なので、ぜひ参加したいと思いました。

——実際の研修で、ご自身が感じられた点を教えてください。

西島：研修は座学とワークで、ひとつの問いに対して何度も考え、議論していくことの繰り返しで、目標を設定し、活動の社会的意義も考えながら行いました。私の場合はプロジェクトがキャンペーンなので、広報スタイルに関して、ロジックの詰めが甘いことを痛感させられました。講師の方に話を聞いていただき、フィードバックをもらう作業の繰り返し、すごく大きな意味を持ちました。

また、研修から団体に戻った後に、理事会での議論やインナー広報が深まる効果も実感しています。プロジェクトを突き詰めると組織内の課題に行き当たるので、団体の運営や経営まで、自然と考えることができるようになりました。

——ワークショップ効果を教えてください。

西島：プロジェクトリーダーの育成ですから、目標に向かって、自分自身がコンパスのような役割を果たさなければなりません。参加団体が幅広いのでアプローチの方法も一通りではないため、研修で方法を学び、それを実際の活動に落とし込むことが大変で、重要な部分です。自分の団体に置き換えて解釈し、それをアウトプットするという、咀嚼力が知らず知らずと身につけていきました。自戒を込めてなのですが、“問う力”＝問題設定能力の大切さも学びました。

——他の参加者との交流について、お聞かせください。

西島：他の団体との接点が増え、実際に多くのネットワークも生まれています。例えば自然エネルギー利用や石炭火力発電に関して、FoE JapanやCAN-Japanのキャンペーンと協調していくことになりました。これは、研修時の懇親会で、



若手プロジェクトリーダー 1期生の西島香織さん

気候変動問題について話したことがきっかけでした。自分たちの活動をFacebookで日常的に共有するなど、研修生の横のネットワーク形成がとても有意義なものになっています。

——研修への期待についてお聞かせください。

西島：人と人の信頼関係を実感できるプログラムになっています。研修後のアンケートが次の研修に反映されるなど、地球環境基金側の“顔の見られる”関係性も有り難いです。企業や行政もソーシャルを重視する現在は、NPOの存在意義が問われる時代でもあります。それだけに、環境というひとつのテーマに対して、事業系と提言系、グローバルな団体とローカルな組織と一緒に研修を受ける機会は、とても貴重だと考えています。自分たちの連携や協調から、何か大きなムーブメントを生み出せればと、今はすごくワクワクしています。

平成26年度 第1回研修 7月29・30日



実体験に基づく実践的な講義が続きました

第1回の研修の狙いは「3年後の自分の将来像を想像する」、「活動をロジカルに考えられるようになる」ことでした。

NPO法人クロスフィールズ代表理事の小沼大地氏による講演「留職プログラムという社会貢献型事業の取り組み」、計画立案に関するワークショップ、プロセスコンサ



ワークグループでメンバー間の親交も密に

ルタントWARAKU代表の今永正文氏とCRファクトリー代表理事の呉哲煥氏との個別ディスカッションなど多岐にわたりました。研修生からは「考えなくてはならない点が多い」、「当初よりうまく発表できるようになった」等の声があがり、次回への課題も生まれました。

第2回研修 10月29・30日



各リーダーのスピーチに聞き入る受講生たち

第2回の狙いは、「多様なリーダーシップの形を知り、自分なりのリーダー像を発見する」と、「計画を振り返り、プロジェクト遂行に向けた、リーダーシップの発揮について気づく」でした。明治大学教授の長畑誠氏によるワークショップや、川崎フロンターレの伊藤宏樹氏、多摩市議会議



受講生の意見をグルーピングして

員の岩永ひさか氏等を迎えたグループセッション「リーダーズトーク」で、多様なリーダー像について学びました。また、研修生が推進するプロジェクトのロジックツリーと活動3か月報告をベースに、グループ単位でのコンサルティングも行われました。

第3回研修 1月16・17日



まずはファシリテーションの基本理解から

第3回は、「ファシリテーター的な場作りにおける3つのステップを学び、実践のための行動計画を作成する」、「“ファシリテーター的な場作りとは？” “どのような意味があるのか？”」について、自分なりの考えを得ることをテーマに開催。明治大学教授の長畑誠氏、あいあい



3人1組で行う「聴くこと」のエクササイズ

ネット専務理事の壽賀一仁氏、同理事の山田理恵氏を講師に、ファシリテーター的な場作りを学びました。テーマを定めた即興寸劇は、研修生にとっても新鮮な体験だったようで、「今回の内容を持ち帰り、もう少し深掘りして活動につなげていきたい」など前向きな意見が聞かれました。



国際環境協力を担う人材の育成

地球環境基金では、環境NGO・NPOの国際協力を担う人材育成に資することを目的として、海外派遣研修を平成6年度から実施し、研修地（フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア等およそ12カ国）に延べ107名が参加しました。研修地では、海外のNGOのフィールドを見学し、現地NGOとの意見交換、地元の住民との交流などを行っています。

平成26年度「海外派遣研修（フィリピン）」実施概要

- 8/9,10 事前研修
- 9/6 出国
- 9/7 マニラでキックオフミーティング
- 9/8 環境天然資源省環境管理局にて実習
- 9/9 NGO Gawad Kalinga Enchanted Farmにて実習
- 9/10 OISCA マニラオフィスを訪問
- 9/11 セブ州マダウエ工市役所にて実習
- 9/12 バランガイ/NGO RAFIを訪問
- 9/13 ブドゥアノン川にてバックテスト（水質調査）
Sun Pride社、Pro foods社を訪問
マダウエ市で発表会
- 9/14 セブ市カーボンマーケットを視察
- 9/16 パラワン州プルトプリンセサ市を訪問
- 9/17 プルト・プリンセサ地底河川国立公園、
ホンダ湾、プルトプリンセサ市衛生埋立処理場を訪問
- 9/18 不法居住区にてバックテスト、環境NGO(PNNI,ELAC)を訪問
- 9/19 Hotel Centro Palawanにて発表会まとめ、発表会
- 9/20 オイスカ・パラワン研修センター訪問
- 9/21 マニラへ移動・個人調査のアンケート・インタビュー
- 9/22 フィリピン大学 Diliman 校を訪問
- 9/23 ラグナ湖視察及びバックテスト
- 9/24 まとめ時間・日本大使館での研修報告・マニラ湾の水質検査
- 9/25 帰国
- 11/15 研修報告会



現地の農業訓練所で植樹体験をする研修生



その日の活動のレビューを行う研修生

平成26年度は、短期研修（9月6日～9月15日）に4名、長期研修（9月6日～9月25日）に6名、計10名の研修生が参加しました。研修生は、水質・廃棄物・エコツーリズムの3グループに分かれ、テーマに沿った調査、情報収集などを行いました。現地研修の内容は多岐にわたり、「現地の環境NGO視察」、「マダウエ工市役所（廃棄物処理政策）・プルト・プリンセサ市役所（衛生埋立地の運用管理）」の表敬訪問をはじめ、各地域の河川やラグーン湖での「バックテスト（水質調査）」、世界自然遺産・アンダーグラウンドリバーが位置する国立公園での「エコツーリズム体験」、「マングローブの植林体験」、さらには「小学校での環境教育」、「現地NGO、環境行政官へのプレゼンテーション」なども実施しました。フィリピン大学ディリマン校では、織部資永氏（参加型地域社会開発研究所フィリピン事務所長）による参加型地域社会開発（PLSD）の講義を受講しました。



左から、平成26年度海外派遣研修（フィリピン）に参加された野口菜生さん、岡崎准也さん、高橋深太さん

研修を通して強くなった思い

海外派遣研修に参加された、野口菜生さん、岡崎准也さん、高橋深太さんの3人にお話を伺いました。

——研修に参加した理由は？

野口 将来環境保全分野で国際協力の仕事に携わりたいと考えていたからです。商社で社会経験を積んだあと、青年海外協力隊に応募するつもりでしたが、環境

——研修に参加した理由は？

野口 将来環境保全分野で国際協力の仕事に携わりたいと考えていたからです。商社で社会経験を積んだあと、青年海外協力隊に応募するつもりでしたが、環境

サンプル水を採水中の研修生

教育と衛生関連の職種で迷ってしまって、現場を見る機会を探していたときに出会ったのがこの研修でした。
高橋 僕は大学で海洋生物を研究していて、魚の養殖と水耕栽培を両立させるアクアポニックスに興味を持ち始めたときに、ラグーナ湖で養殖による水質汚染が進んでいることを知り、現地を見てみたいという思いに駆られて参加しました。
岡崎 僕の場合は大学で観光学を学んでいるのと、日本エコツーリズム協会の学生部会でエコツーリズムの可能性を学生目線で模索していました。開発途国では積極的に行われている分野なので現地です。

——実際に参加してみてどうでしたか。
ご自身に変化はありましたか？
岡崎 環境保全と観光開発を両立させるシステムとしてエコツーリズムが期待され、国だけでなく地域住民レベルでも主体的に活動している、その官民協働の形を見られたのがよかったです。現在は日本のエコツーリズムを若い力で担っていくための礎を築くべく、メンバー募集や勉強会、人材育成に力を注いでいます。
高橋 現地の水質汚染の現状を直に確認し、バックテストで具体的に水質を把握できたのは大きな収穫でした。研修を通して自分の課題が明確になり、現在は、つくば市でチョウザメの養殖とその排水を使って野菜を育てているNPOのもとでアクアポニックスを勉強中です。
野口 現場を体験する以外にも自治体で実践している環境政策やフィリピン大学の講義を聞くなど、途上国の貧困層への意識啓発のノウハウを幅広く学べたのは大変貴重でした。私も将来の方向性が定まり、今年9月から青年海外協力隊としてベネズエラに環境教育で派遣される予定です。



参加型地域社会開発研究所の織部先生の講義を受ける研修生とフィリピン大学の学生

海外派遣研修（フィリピン）での気づきを生かした活動へ



カンボジアの首都プノンペンの市場を見学中の宮川絵里香さん

海外派遣研修への参加動機

フィリピン海外派遣研修に参加したのは、大学四年次の時でした。大学では森林・生物多様性の保全について主に学ん

平成26年度海外派遣研修後に青年海外協力隊としてカンボジアへ派遣された宮川絵里香さんからコメントをいただきました。

でおり、卒業後は環境教育の職種で青年海外協力隊になることが決まっていました。今後、途上国の環境保全に取り組むに当たって、①専門の森林保全分野だけでなく、廃棄物管理や水質汚染など生活に密接な環境問題について知ること、②環境問題の根本にある社会的背景の理解を深めること、③途上国で実現可能な環境教育活動を模索することを目的に、研修に参加しました。

研修に参加して変わったこと

研修での大きな気づきの一つ目は、地域の環境活動を継続させるには、活動のインセンティブが明確である必要があるということ。二つ目は、貧困問題の解決のためには、教育や仕事によって人々が自尊心をもてるようにすること。三つ目は、自分自身、そして地域に誇りをもつことが、地域の美化の推進につながるということです。これらは当たり前ではあ



開発とともに汚染が進むカンボジアのトンレサップ川

るものの、現場を見て、話を聞くことでしか、実感することが難しかったのではないかと思います。そういった意味で、政府やNGO、住民の方に聞き取り調査をしたことは大変貴重な経験でした。ま

た、視察先の関係者をお招きしてのプレゼンテーションや、現地の方とごみの削減の取組について意見交換ができたのも大変良い機会でした。

帰国後の進路や現在の活動

現在は、青年海外協力隊としてカンボジアの首都プノンペンに派遣されています。カンボジアでは都市化に伴うごみの問題が深刻です。まだごみの分別回収やリサイクルのシステムがきちんと確立されていないため、街中や川沿いにごみが散らばる光景がよく見受けられます。今後、観光を誘致していくためには、街を綺麗にしていくことは喫緊の課題です。

海外派遣研修で強く重要性を感じた「現場を知る」をモットーに、まずはカンボジア内の各州に足を運び、ごみ問題の現状を把握していきたいと思います。



カンボジアでのごみ収集の様子

公害健康被害予防事業を担う人材の育成

公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）は、大気汚染の影響による健康被害を予防するために、関連する知識の普及、調査研究及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行うソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）に助成する事業等を行っています。

近年、ぜん息・COPD（慢性閉塞性肺疾患）（以下「ぜん息等」という。）の治療の進歩により、患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性が増大するとともに、支援を必

要とする患者層が変化してきており、患者のニーズや環境に応じた支援ができる人材の育成が必要となっています。

これらのことから、ERCAではぜん息等患者の自己管理を支援する指導者を育成するため、地方公共団体が行うソフト3事業に従事する保健師や地域のコメディカルスタッフ（看護師、理学療法士等）を対象とした研修を実施するとともに、地域の学校・保育所の教職員等に対して講習会を実施しています。



研修を受講して～受講生の感想・その後の活動及び受講生所属長の感想～

●受講生のコメント

指導の場で役立つカリキュラムが充実



川崎市 健康福祉局 健康安全部 環境保健課 健康管理 担当係長 保健師 山根千穂さん

10数年ぶりに公害業務に関わる部署に異動し、公害患者さんの健康管理とぜん息等の予防事業を担当しています。近年のぜん息を取り巻く治療の変化と最新の知見を学ぶことが必要だと感じ、初年度の一年間で可能な限り研修を受けさせていただきました。なかでもスキンケアや呼吸助法などの実習プログラムの講義は印象深く、本やインターネットよりも分かりやすく「技術をうまく伝える方法」を学ぶことができました。

受講後は健康相談や水泳教室のグループワークなどにおいて、患者さんや保護者の方々に、より明確なテーマのもと、より具体的な指導と伝達ができるようになっていと感じています。また、市が行う普及啓発事業の講師を探す場として役立たせてもらっています。

さらに、この研修は「情報交換の場」としてのメリットもあります。空き時間や食事の時間を利用して他の地方公共団体の保健師や医療職の方々と交流を図ることで横のネットワークも徐々に広がっています。

今後はインターネットで学べるeラーニングを活用した情報共有にも注力し、市内7区の保健師や事業関係者のスキルアップを図っていきたくと思っています。

※山根さんは保健指導研修及びコメディカルスタッフ養成研修の2コースを受講されました。

●所属長のコメント

受講生の活躍を期待



川崎市 健康福祉局 健康安全部 環境保健課長 林 徳厚さん

環境保健課では、公害業務に係る保健師が1名に限られている中、魅力ある事業を実施するため、様々な手法を検討しています。そうした状況においてERCAが行う研修は豊富な知見を得られるチャンスと捉えています。行政の仕事は固定化する傾向が強いのですが、積極的に研修を受けることで、様々な事業の企画に反映することができます。今後ぜひERCAの研修に参加させていただきたいと思っています。

2 コメディカルスタッフ養成研修

ぜん息等患者における自己管理の重要性の高まりを踏まえて、平成22年度から公害健康被害予防事業研修に加え、地域の医療機関等で患者教育に従事するコメディカルスタッフを養成するための研修を実施しています。

研修名	研修内容	研修期間	受講者
①呼吸リハビリテーションスタッフ養成研修	理学療法士、看護師等を対象にCOPD患者の呼吸リハビリテーション指導に必要な知識、実技等を習得する。（服薬、栄養、排痰）	2日間	100名
②患者教育スタッフ養成研修	看護師等を対象にぜん息患者教育の指導に必要な知識、技術等を習得する。	2日間	74名



患者指導の体験実習

3 地域の専門職を対象とした講習会

ぜん息児が一日の大半を過ごす学校等で安全、安心に過ごせるよう学校の教職員等を対象とした講習会を地方公共団体と共催で実施するとともに、保育所における保育士、栄養士等を対象とした講習会を厚生労働省と共催で実施しています。

講習会名	実施箇所	受講者
①講習会（地方公共団体共催）	東京都、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市	770名
②講習会（厚生労働省共催）	神奈川県、三重県、大阪府	1,159名

eラーニング学習システムを活用した学習ツールの開発～在勤・在宅での学習支援～

研修に参加できない事業従事者に対してぜん息等の知識等を習得する機会を提供するとともに、既受講者の復習を促進するため、在勤・在宅でも学習できるようにERCAホームページ「大気環境・ぜん息などの情報館」でeラーニング学習システムを運用しています。



1 公害健康被害予防事業研修

予防事業を行う地方公共団体の保健師等を対象として、事業に必要な知識等を習得する研修を実施しています。

研修名	研修内容	研修期間	受講者
①初任者研修	ソフト3事業に初めて従事する事務担当者や保健師等を対象に事業に必要な医学的な基礎知識等を習得する。	2日間	38名
②機能訓練研修	機能訓練事業（水泳、キャンプ等）に従事する指導員等を対象にぜん息の医学的知識や運動訓練方法を習得する。	3日間	34名
③保健指導研修	健康相談、健康診査事業に従事する保健師等を対象に患者教育や保健指導に必要な理論と実践を習得する。	3日間	70名

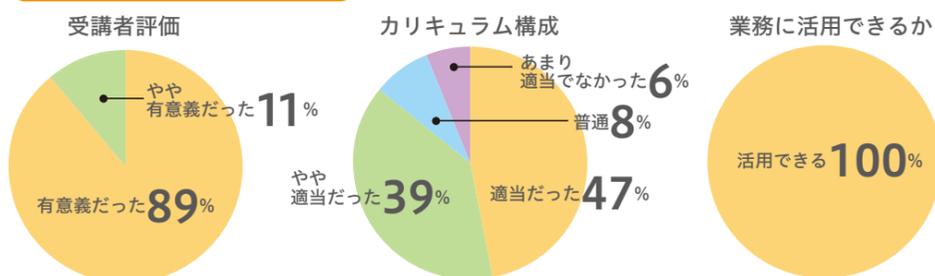


専門医による講義

※上記①～②は、平成27年度からソフト3事業研修として統合します。
※研修期間、受講者は平成26年度の実績です（以下同じ）。

平成26年度に実施した全ての研修において90%以上の受講者から5段階評価で上位2段階までの評価をいただいています。

保健指導研修アンケート結果



ワークショップによる事例検討

今後の取組について

患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成等に関する総合的な取組

近年、地方公共団体において予防事業実施の担い手である部局が縮小傾向にあることに加え、地方公共団体が行う各種事業の医療従事者（専門医、看護師等）が不足しており、予防事業を担う人材の育成と支援が喫緊の課題となっています。そこで、平成26年度に、外部有識者で構成する検討会を開催し、事業に従事する専門性の高い人材の育成、地域連携による事業実施の支援等による、予防事業の実施基盤の強化を図るための新たな人材育成の手法や人材支援シ

ステムの構築について検討を行い、「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成、支援に関する総合的な取組」を取りまとめました。

平成27年度から、地域の医療スタッフを対象とした患者教育に係る専門性の高い指導スキルを習得するための研修や、呼吸器・アレルギー分野における学会等との連携による、地方公共団体が行うソフト3事業等の講師や指導スタッフの確保を支援する人材バンク事業などを予定しています。



【取組①】 患者教育の専門家育成のための研修コースを再構築

公害健康被害予防事業研修は、予防事業の実施に必要な知識・技能を習得するための事業研修(基礎研修)とし、コメディカルスタッフ養成研修は、地域において患者教育を担うコメディカルスタッフを育成するための人材育成研修(専門研修)として研修コースを再構築し、実施する予定です。

人材育成研修(専門研修)は、患者教育の基礎知識・技能を修得するためのベーシックコース、ケーススタディの実践力、応用力を養う

ためのアドバンスコースに加え、患者教育の専門家を育成するエキスパートコースを新設し、3コースに分けて充実を図ります。エキスパートコースは、高度かつ専門的な知識、技能の習得を目的とするため、専門医療機関等における実地研修とし、研修修了者は「【取組②】の人材バンク」に登録するとともに、各地域にネットワークを形成し普及と発展に寄与していただく予定です。



※コメディカルスタッフ養成研修には、呼吸リハビリテーション養成研修と患者教育スタッフ養成研修があります。

【取組②】 「予防事業人材バンク」を設置し人的支援を強化

高度かつ専門性の高いコメディカルスタッフにERCAが新たに設置する「予防事業人材バンク」に登録いただき、ERCAが地方公共団体に情報提供することにより、地方公共団体が行うソフト3事業等の講師や指導スタッフの確保を支援していく予定です。予防事業人材バンク登録者には、地方公共団体が行うソフト

3事業の企画・実施のアドバイス、講師、補助スタッフ、アンケート協力、広報支援などの業務をERCA・地方公共団体からの委嘱を受けて行っていただく予定です。

なお、予防事業人材バンク事業は、ERCAが行う研修の修了者の他、既存の専門家とも連携を図り展開をしていく予定です。



患者教育の現状及び今後への期待～アレルギー専門医・小児アレルギーエドゥケーターインタビュー～



東京都立小児総合医療センター からだの専門診療部 アレルギー科 部長 赤澤晃先生



東京都立小児総合医療センター 看護部 小児アレルギーエドゥケーター 益子育代さん

平成26年度に人材育成の手法等について検討を行った検討会の委員であり、予防事業研修等の講師も務められている東京都立小児総合医療センターの赤澤先生と益子さんに患者教育の現状及びそれに対応するために必要な取組についてのお話を伺いました。

益子：アレルギー疾患はガイドラインに基づいた治療と自己管理をすることで一定のコントロールができるようになっていますが、**自己管理は患者さんに委ねられるので不十分なケースが少なくありません**。アトピー性皮膚炎などはその最たるもので、薬を正しく塗れていないために湿疹がいつまでも良くならなかったり、ぜん息についても吸入を正しくできていないために発作が治まらなかったりということがあります。それを改善するためには**患者さんが継続して実行できるよう指導する“患者教育”が必要**になります。とりわけ患者さんが小児の場合は学校の先生のように分かりやすく説明することが求められます。そこで行政、地域、医療機関等みんなでサポートできる体制が重要になってくるのです。

赤澤：現代の医療というのは、**患者さんが病気のことをよく理解して医療に参加してもらう時代**になっています。そのため医療機関においてきちんと説明をしないとではならないのですが、診察時間や患者数の問題等で説明不足になりがちです。そこで医者以外のコメディカルスタッフに教育という立場で入ってもらうことがあります。医者は診断と結果の説明をして処方しますが、その間を縫うように**病気のことや薬のことを繰り返し教育し、時には内情的な話も聞いて不安を取り除いてあげる、それが理想**ですね。益子：ぜん息やアレルギー疾患は指導することで症状の改善が見えやすいですか。ERCAの研修を受講後に自分の成長を感じる人は実際多いんですよ。アレルギー疾患分野ではこうした研修機会が強

く求められていると思います。赤澤：今年、アレルギー疾患対策基本法の基本指針がまとめられ、各地方自治体の現状と課題が明確化されると、問題解決に向けて「人材バンク事業」を活用する自治体も出てくるのではないのでしょうか。研修でトレーニングを積んだ**専門家と行政がコラボレーションして、その地域に必要なプログラムを、例えばパッケージで組んで提供することが求められます**。ERCAにはその中核としての役割が期待されるわけです。益子：エキスパートコースを受講することで看護師等は、専門知識や指導技術が向上するだけでなく、他施設の仲間との交流、仕事で対応している患者さん以外の困った方々の対応をすることで、視野も対応力もずっと広がると思います。それは臨床力の向上にもつながりますし、活動の場が広がり、社会的にも大きく貢献できるものと思います。赤澤：予防事業は自治体ごとの取組状況やその地域の医師等の意識に温度差があり、それを埋めていくのが課題のひとつとなっています。今回の取組により、患者教育が根付いていない地域への活性化やサポートにつながることを期待しています。

石綿による関連疾患の診断技術の向上を目指して

ERCAでは、石綿（アスベスト）による健康被害の迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、石綿を吸入することにより、①中皮腫、②肺がん、③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚（以下「指定疾病」という。）のいずれかにかかった方、指定疾病が原因で亡くなられた方のご遺族に対し、次の業務を行っています。

- ①石綿による指定疾病である（あった）ことを認定する業務
- ②被認定者等に対する救済給付の支給業務 など

このうち、特に①については指定疾病である（あった）か否かを医学的に判定するために専門的な知見を有する有識者による判断が必要となるため、環境省において医学的な判定が行われています。ERCAでは、指定疾病の中でも特に多く申請されている中皮腫及び肺がんについて、それらに関し医学的知識を既に有し各医療機関で診断に当たられている検査技師等を対象にした専門性の高い2つのカリキュラムを用意し、診断技術の向上等により迅速な救済に繋がるよう取組を行っています。

1. 肺内石綿小体計測に関する計測従事者の技術向上・育成について

指定疾病のうち、肺がんで認定されるためには、「肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があった」とみなされ、肺がんが石綿起因であることが医学的に判断できることが必要となります。

環境省が定める「医学的判定に係る資料に関する留意事項」においては、放射線画像等の読影結果以外に肺内石綿小体の本数が一定量以上認められる場合に石綿起因であると医学的に判断することとしており、ERCAでは、手術や病理解剖で肺組織の摘出を行っている

場合や気管支肺胞洗浄液を採取している場合に、環境大臣の指示に基づき肺内石綿小体の計測を行っています。

この肺内石綿小体の計測結果がそのまま最終的な認定・不認定の結果に繋がること、また、計測自体が技術的にも難しいものであるため、一定の設備を備え、かつ、トレーニングを受けたスタッフのいる専門の施設で実施することが望ましいとされていることから、ERCAでは、肺内石綿小体計測技術の向上を目的として、肺内石綿小体計測に関する精度管理事業を毎年度行っています。

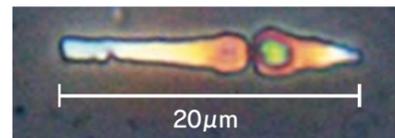
肺内石綿小体計測精度管理事業



第2回検討委員会での議論の様子

ERCAが環境大臣から肺内石綿小体の計測を求める追加・補足資料の提出依頼を受けた場合、その計測を（独）労働者健康福祉機構が指定する労災病院に依頼しています。

そのため、本事業には（独）労働者健康福祉機構が推薦する労災病院のほか、相当数の肺内石綿小体計測の実績と高い計測技術を持つと判断される医療機関等の検査技師等が参加しております。



【位相差顕微鏡で検鏡した肺内石綿小体】
※1µmは1mの100万分の1のサイズ
この極小の物質が肺内石綿小体であるかどうかを判断し、計測された本数を算定式に当てはめて、肺内にどのくらいの石綿小体が存在するかを計算したものが肺内石綿小体計測結果として報告されます。

各地域から複数の検査技師等が本事業に参加するため、事業内容や事業終了後の結果を全員で共有する必要があることから、事業の前後で計2回の検討委員会を開催しています。

第1回検討委員会では、前年度の成果及び計測技術に係る最新の情報について確認するとともに、今年度事業において計測する標本の仕様やスケジュール等を決定します。

本事業では、前年度事業で計測した標本と、本年度新たに作製した標本の2種類を各医療機関に配り、事業参加者は、標本上の肺内石綿小体を、1人当たり1週間を目途として計測し、次の医療機関へ回付します。新たな標本だけでなく、前年度計測した標本を改めて計測することで、計測者間の計測結果のバラつきが小

さくなっているかどうかを継続的に確認しています。

各医療機関では計測結果を報告書に取りまとめ、また、計測した物質が肺内石綿小体なのかそれ以外の物質なのかどうか判断に迷った症例の画像を判断困難事例としてERCAに提出します。

提出された計測結果等は次回の検討委員会の前に、肺内石綿小体計測に係る専門家等によって、全計測結果の事前確認を行い、誤差要因の分析や計測方針について議論を行います。

第2回検討委員会では、各医療機関での計測結果を相互比較・検討し、実際の標本画像等を用いて誤差要因の議論を行います。参加者同士の議論の後、事前に計測結果を確認した専門家等による判断困難事例を中心に各症例の誤差要因や計測のポイントの解説、肺内石綿小体計測に関する全体的な評価を行います。

このように実際の計測と検討を相互に行い計測技術の向上を図ることで、環境省において石綿による肺がんであるか否かの医学的判定をよりの確に行うことが可能になります。



独立行政法人労働者健康福祉機構 山陰労災病院 中央検査部 木下陽介さん（写真左）
独立行政法人労働者健康福祉機構 和歌山労災病院 中央検査部 田中真理さん（写真右）

石綿小体計測の精度向上が自信に

今回、肺内石綿小体計測精度管理事業をご紹介するに当たり、実際に本事業に参加されている2名の方にお話を伺いました。本事業に参加されて感じられたことやご自身の計測業務へ与えた影響など、参加された方の生の声をお届けします。

——— まずはじめに、肺内石綿小体計測精度管理事業（以下「精度管理事業」という。）に参加されたきっかけや、実際に参加された感想をお聞かせください。

田中：平成20年より石綿小体計測検査にも携わることになり、自身の精度向上のために第3次事業（平成23年）から参加しています。最初は、一本ずつの石綿小体の集計に驚きましたが、一本ずつを評価していくことにより、計測すべき石綿小体を選別し、鑑別ポイントをみんなで確認していけるので、大変勉強になります。機構の方でいつも詳細な集計をしていただけるのは勿論のこと、討論した内容もまとめていただけるのがありがたいです。

木下：平成18年4月に私の勤務する山陰労災病院にアスベスト疾患センターが開設されました。アスベスト検診に関わっていた当時の病理主任は、精度管理事業の第1次事業（平成21年）から参加していましたが、定年退職に伴い、代わりに私が引継ぐことになったことを契機に、私自身は田中さんと同じく第3次事業（平成23年）から参加しています。講師の森永先生、神山先生や諸先生方をはじめ、機構の方々、私たち研究員が精度管理事業に対し真剣に取り組む、検討し合うことで年々計測結果の精度が向上し、現在では計測値がほぼ個人差のない状況まで到達しています。これは大変喜ばしいことであり、われわれの自信にも繋がっています。



——— 精度管理事業へ参加されたことでご自身の業務に変化はありましたか。

木下：精度管理事業の中で行う検討委員会に参加し勉強することで、「これは石綿小体かどうか？」と悩む頻度が減るとともに、より正確な計測結果を報告できるようになりました。

田中：私も木下さんと同じです。精度管理事業に参加する前は自身の知識不足、経験不足のため計測結果にばらつきがあり不安で一杯でしたが、参加後は計測すべき石綿小体と、計測から外すべき石綿小体に類似したものと鑑別が次第につくようになりました。それにつれて再現性も向上し、自身の計測結果に自信が持てるまでになりました。

木下：本事業を通じて仲間ができたことも大きな収穫ですね。判断に悩ましい症例についてメール等で参考意見を聞くこともできるようになり感謝しています。

田中：森永先生、神山先生や機構の方々をはじめ、多くの研究員の方々と親交を

深めることができたことは、私も大きな財産だと思います。今後はこのネットワークを生かして石綿小体計測検査をさらに充実させ、石綿健康被害の救済に貢献できるよう努力していきたいです。

——— 最後に今後の精度管理事業に期待されることや、ご自身の抱負についてお願いいたします。

田中：精度管理事業に参加している施設間や個人間での計測誤差は随分と小さくなってきましたので、今後は世界水準に合わせていけるように欧州等の基準を勉強し、海外の方々と目合わせを行いながら石綿小体計測基準の統一を図ってきたいです。また、石綿健康被害救済制度や石綿小体計測検査について、さらに多くの方々に知ってもらうための啓発活動も大事ではないかと思っています。私自身も啓発活動の一助になればと思い、院内や和歌山県内での勉強会に加え、日本臨床細胞学会での報告なども行っています。

木下：今後、阪神大震災で被災した神戸を中心に、過去に使用されていたアスベストによりご病気になられる方が各地でさらに急増してくると予想されます。そのためにも機構の方々と私たちが主体となって、きちんと石綿小体計測を行うことができる臨床検査技師を増やしていかなければなりません。そして、迅速に一人でも多くの患者様が石綿健康被害救済制度で認定されるよう取り組んでいきたいと思っています。石綿小体計測以外の部分では、医療関係者が中皮腫を疑う患者様に遭遇した場合に、できる限り早く診察を薦め、患者支援制度の紹介等ができるような仕組みが強化されれば嬉しいですね。



2. 細胞診断による中皮腫に関する診断技術者の技術の向上・育成について

指定疾病のうち、最も申請（請求）件数が多いのが中皮腫です。中皮腫は特異的な症状や検査所見に乏しく、診断が難しい疾患であるとされており、石綿健康被害救済制度（以下「救済制度」という。）においても、生検や手術などにより体の組織を採取して検査を行う病理組織診断結果に基づく確定診断がなされていることがきわめて重要であるとされています。

一方で、石綿（アスベスト）を吸入することにより病気を発症された方は石綿のばく露からその発症までの潜伏期間（概ね40年前後）が長いことから、高齢であることが多く、体への負担が大きい手術はもちろんのこと、病理診断のための組織の採取も難しいことがあります。

そのため、各医療機関では、体の組織ではなく体内に貯留した胸

水などの体腔液を採取し、その中にある細胞を検査する細胞診断により中皮腫であるかどうかの診断を行い、救済制度へ申請されることも多くなってきています。

一方で、細胞診断は体への負担が比較的小さいものの、組織を採取して行う病理組織診断に比べ診断の確からしさを担保することが難しく、特に病理診断でも確定診断の難しい中皮腫の場合には、より専門的な知識と高い診断技術が必要となります。

こうしたことから、ERCAでは細胞診断による診断技術・精度の向上を図り、中皮腫の確定診断が早期に行われ、ひいては、救済制度において中皮腫患者を迅速かつ確に救済することを目的として、実際に医療機関等で細胞診断を行っている細胞検査士等を対象とした中皮腫細胞診実習研修会を開催しています。

中皮腫細胞診実習研修会

細胞診断による中皮腫の確定診断には専門的な知識と高い診断技術を要するため、本研修会の開催に当たっては、多くの中皮腫病理診・細胞診の専門家が所属し、かつ多数の細胞診断による中皮腫確定診断症例を有する「中皮腫細胞診研究会」と共催し、カリキュラムの作成や当日の講師等についてご協力をいただいております。

カリキュラムは午前の部と午後の部で大きく2つに分かれており、午前の部では主に講義を行います。ここでは中皮腫に特徴的な細胞形態や他疾患との鑑別に有

用な所見、免疫染色の態様などに加え、実際に講師が診断した典型的な症例から中皮腫と他疾患との鑑別が難しい症例まで、様々なケースについて学びます。

また、細胞診断の中でもセルブロック法（採取した体腔液を高速に回転させ、遠沈した細胞をセルブロック=細胞の塊として作製し、組織の様に薄切して必要な免疫染色を行う方法）や、細胞転写法（セルブロックを作製できるほどの体腔液が採取できない場合に、1枚の細胞標本から細胞を分割、転写して複数枚の細胞標本を作製し必要な免疫染色を行う方

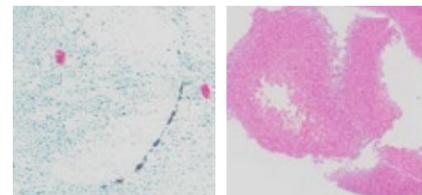
法）といった中皮腫の細胞診断に有用な技術についても学ぶことができます。

午後の部では講師が持ち寄った中皮腫と他疾患の症例からなる約40症例の検鏡実習を通して、実際に中皮腫の細胞診断を行います。

全ての症例について参加者が検鏡を終えた後に、講師による症例解説を行います。実際に症例を診て感じた疑問などをその場で講師に聞き疑問点を解消していくことで、本事業で得た知識や技術を身に付けていただくことを目的としています。



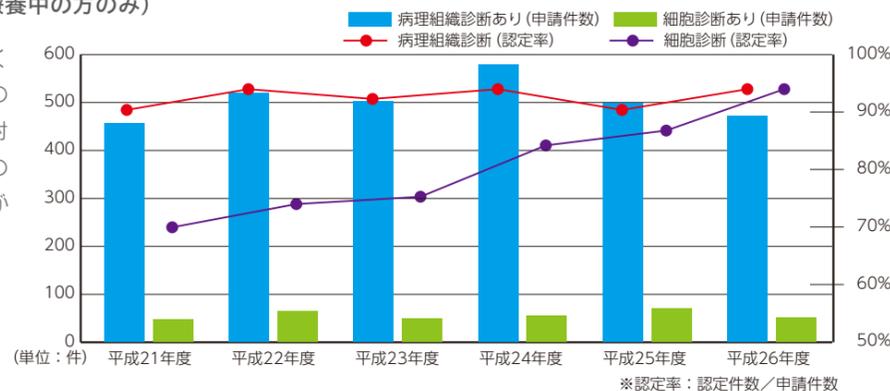
検鏡実習の様子



【光学顕微鏡で検鏡した細胞標本（左）とセルブロック標本（右）】
診断名を隠した状態で同じ検体から作製した複数枚の標本を1症例ごとに比較検討します。中皮腫と他疾患の症例を織り交ぜて検鏡し、午前の部で学んだ知識を活かして自分としての診断をつけ、また、講師からの解説を受けることで、診断技術・精度の向上を図ります。

平成21年度から平成26年度までの病理組織診断及び細胞診断に基づく救済制度への申請及び認定状況（ご療養中の方のみ）

右のグラフのとおり、細胞診断に基づく申請件数はまだ少ないものの、診断技術の向上を図ることで、各年度の申請件数に対する認定件数の割合も年々向上し、多くの方が迅速かつ確に救済されることに繋がっています。



特集「ERCAの人材育成への取組」

Part 2 ERCA 内部（職員）の人材育成



環境施策のエキスパートの育成

ERCAでは、公害により健康被害を受けられた方々への補償、大気汚染の影響による健康被害を予防するための事業を推進すること、また、開発途上地域や日本国内で環境保全に取り組む民間団体が国内外で行う環境保全活動への助成、人材育成・情報提供を行うこと、有害なポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施への支援、廃棄物が処理された最終処分場を維持管理するための積立金の管理、さらに、中皮腫などの石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方々への認定や医療費などの給付等多岐にわたる業務を行っています。

これらの業務を適切かつ着実に推進し、国民の皆様に対するサービスのより一層の向上を図るため、ERCAでは、職員行動指針の「6つのポリシー」を定めています。職員は、職員行動指針の下、研修受講や自己啓発を通じて、ERCAの使命である「環境分野の政策実施機関」としての役割を果たしていくため、一般性と専門性の向上に取り組んでいます。

「環境再生保全機構職員行動指針」

機構の使命を果たすための行動

- 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
- 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
- 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

業務に取り組む姿勢

- 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
- 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。
- 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境をつくる。

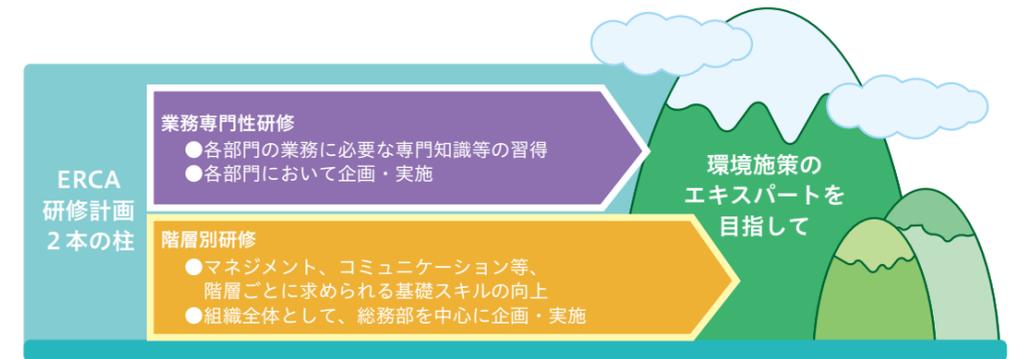
「ERCA 研修計画」の策定

平成26年度には、効果的・効率的な人材育成を行うことを企図し、管理職、課長代理・調査役等階層別のスキル向上を図る「階層別研修」等と、部門ごとの業務の理解及び専門性の向上を図る「業務専門性研修」を2本の柱とする「ERCA研修計画」を定めました。

同研修計画では、「階層別研修」においてはマネジメント、コミュニケーション、ビジネススキル等の基礎的スキルの向上を目的とし、「業務専門性研修」では各部門の業務に必要な専門的知識の習

得について部門ごとに企画・実施し、向上を図ることを目的としています。

これらの研修の計画・実施により、組織横断的に情報共有を図り、組織全体として、あるいはそれぞれの部門において、ERCAの使命である「良好な環境の創出と保全」を遂行できる人材の育成を目指しています。



業務専門性研修（例）

事務所指導報告会（地球環境基金業務）

地球環境基金課では、助成団体の事務所や活動現場を年間50か所程度訪問し、活動の進捗状況や会計帳簿の確認をする事務所指導を行っています。

職員は、書類上で活動内容を確認していますが、自分たちで活動をするわけではないため、助成金がどのように役立っているのか詳細に把握することはできません。このため、

現場を訪れ確認することは大変重要な意味があります。また新たに配属された職員は他の職員とともに事務所指導に同行し、指導方法などを学んでいます。

実際、現場を訪問すると、地域性や活動参加者の状況を体感することができ、より活動の成功を応援したい気持ちが高まります。

なお、現場で指導、確認した情報を個人

に埋没させないため、情報共有の場として事務所指導報告会を適宜設けており、各団体の活動状況や書類の保管状況及び現場から得られた課題や問題点を共有することで、各職員のスキルアップを図り、その後の団体への指導や相談対応に役立たせています。

「石綿健康被害救済部初任者研修」（石綿健康被害救済業務）

石綿（アスベスト）による健康被害者を迅速に救済していくためには、申請手続に関する知識はもちろんのこと、石綿関連疾患に関する医学的な知識も必要となります。このため、新たに配属された職員を対象に申請手続や給付内容につい

て初任者研修を行っているほか、中皮腫など石綿関連疾患についての医学的な理解を深めるため、ERCAの顧問医師による専門研修を実施しています。専門研修では医学的な知識の習得に加え、顧問医師のこれまでの経験を踏まえ、労災保険

制度や海外の制度などを幅広く学んでいます。この他にも、遺族請求で身分関係の確認に必要な戸籍に関する知識についてベテラン職員による研修を実施するなどスムーズに手続が進むよう取り組んでいます。

「監査室臨時職員に対する監査スキル等に関するOJT」（監査室）

内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備が求められ、コンプライアンスを意識した業務運営が必要とされています。

ERCAでは、内部統制のチェックにあたる監査業務を実施できる人材を育成するため、各部の職員数名を臨時監査職員に任命し、担当と異なる業務の監査に従事させる

など監査スキル等に関するOJT研修を行っています。

研修はまず内部監査の役割や諸規程に関する研修を行い、内部統制のチェックとその役割、また各種規程についての理解を深めます。理論を研修した後にOJT研修を実施し、内部統制の仕組みを学びます。

こうした研修を行うことにより内部統制への理解を深めるだけでなく、通常業務についてもコンプライアンスの視点をより明確に持って従事する職員を育成し、組織の内部統制の底上げを図ることを目指しています。

研修担当者インタビュー

10年後、20年後を見据えた人材の育成を目指して



総務部 総務課 人事担当
本多正幸

ERCA研修計画の策定について研修担当者にERCAの業務特性や現状を踏まえたERCA研修計画の特色などについて話を聞きました。

ERCAの業務は多岐にわたり、実に様々な関係者の方々に対する事業を実施しています。他方で、実務としては、例えば申請書審査や電話での相談対応など、オフィス内での事務に多くの時間を要します。

職員が多くの時間を過ごすオフィスで、いかに良い職場環境で仕事ができるか。まずは職員同士での円滑なコミュニケーションや情報共有があつてこそ、関係者の皆様に対して、しっかりと対応できるのだと考えています。

近年、関係法令の遵守や国民サービスの向上はもちろんのこと、内部統制や情報セキュリティの強化が求められ、業務量も確実に増加しています。研修担当としては、限られた予算と人員で的確に業務を行うために何が必要か、また「働きやすい職場づくり」という視点から、研修を計画・実施しています。

1本目の柱は、階層別研修等の職員全体を対象とした研修です。階層ごとに求められる基礎スキルの向上を図る一方で、職員

の意欲向上や健康維持・増進も欠かせない課題です。例えば、キャリアデザインやメンタル不調の防止等を目的としたカリキュラムも取り入れるようにしています。

2本目の柱が、各部門での業務専門性研修です。ERCAの事業はそれぞれ背景や根拠法令等が異なり、求められる知識や経験も様々です。これまではOJTを中心とした職員相互の教育が中心でしたが、現在各事業が成り立つ時代（例えば、公害の発生から補償・予防に至るまで）の中核を担ってきた世代が定年退職を迎える時期にあり、そのノウハウを確実に、計画的に継承することが組織的な課題の一つです。

今後も環境分野の政策実施機関として十分に機能するために、時代により変遷する環境問題に対して柔軟かつ的確に対応できるように、10年後、20年後を見据えた人材育成を図っていきたくと考えています。

適切な汚染負荷量賦課金の申告・納付のために

公害健康被害補償制度において、公害により健康被害を受けた方々への補償給付等に必要の費用の8割は、ばい煙発生施設等を設置する全国約8,300か所の工場・事業場の皆様から硫酸化物（SOx）の排出量に応じて汚染負荷量賦課金と

して申告・納付していただいています。適正な汚染負荷量賦課金の申告・納付を実現するためには、補償業務部職員の情報処理能力の向上、化学・工学、機械等の専門知識の習得が不可欠です。

補償業務に従事する職員の専門性を向上させるための取組

業務システム研修

<本研修のねらい> 徴収・審査・納付のためのオンラインシステムの仕組みと利用方法を習得する

オンライン申告システムの仕組みや利用方法、トラブル時の対応策を確実に理解し、納付義務者からの照会にも明確に説明でき、また、問い合わせにも適切に対応できるよう、汚染負荷量賦課金オンラインシステム及び徴収・審査システム研修を実施しています。

製造業実態研修

<本研修のねらい> 業種ごとに講師を招き、各業種の製造工程等に関する知識を習得する

申告書の審査に当たっては、燃原料、化学反応、製造工程、脱硫（排出されるSOxの除去）方法等を把握したうえで、SOxの排出状況を確認します。また、申告内容を詳細に確認するため、年間100か所程度

の工場・事業場に直接伺い、製造工程や排出ガス工程、書類の内容等を確認し、SOx排出量が適正であるか調査します。申告対象となる業種は多岐にわたっており、業種ごとに製造工程等が異なるため、各業種に関

する幅広い知識が求められます。そのため各種製造業の実態について外部講師による製造業実態研修を実施しています。

日程	テーマ	時間	講師
1日目	① 化学工業の特徴と役割	2時間	山崎徹氏（化学工学会SCE・Net）
	② 石油化学とその誘導品	2時間	八木宏氏（化学工学会）
2日目	③ 塩素・アルカリ製品	2時間	中尾真氏（化学工学会SCE・Net）
	④ セメントとセメント産業	2時間	山岸千丈氏（化学工学会SCE・Net）

商工会議所担当者に対する普及啓発の取組

ERCAでは、日本商工会議所に汚染負荷量賦課金の徴収業務を委託し、全国各地の商工会議所で工場・事業者の皆様からの申告の受付等を行っています。

円滑な業務の推進にあたって、毎年3月に商工会議所の汚染負荷量賦課金徴収業務担当者向けの研修会を開催しています。

研修会では具体的な徴収手続きのほか、公害問題の激化から制度設立に至る歴史的背景についても説明し、制度への理解を深めていただいています。



商工会議所担当者研修会

公害健康被害補償制度を詳しく知りたい方へ～公害健康被害補償予防制度40年のあゆみ～

昭和49年9月1日に公害健康被害補償法が施行され、平成26年9月1日をもって、公害健康被害補償制度は40年が経過しました。これを機に歴史的背景を含め、制度のあゆみを振り返りつつ関係データを集大成した「公害健康被害補償予防制度40年のあゆみ」を作成しました。

本書はERCAのHPの「汚染負荷量賦課金申告のご案内」よりダウンロードできますので、制度関係者や教育機関の皆様

をはじめ、制度の経緯や過去の重要なできごとについてご理解を深める一助として活用していただければ幸いです。

●ダウンロードはこちら
汚染負荷量賦課金申告のご案内
<https://www.erca.go.jp/fukakin/40th/>





ダイバーシティの推進 ～誰もが働きやすい職場を目指して～

ERCAでは、全ての人が働きやすい職場づくりを目指して様々な取組を行っています。平成26年度の具体的な取組内容とその成果や課題について、総務部総務課職員にインタビューしました。また、育児休業制度の利用者と、障がい者雇用の受入れ部署のサポート担当者にもそれぞれ現状について聞きました。

多様な人材の働き方を支援

—— ERCAが推進しているダイバーシティへの具体的な取組について教えてください。

本多：ダイバーシティには性別や年齢、考え方など様々な切り口がありますが、現在、ERCAでの取組の柱は「障がい者雇用」と「子育て支援」の2つです。

—— 障がい者雇用では、26年度どんな動きがありましたか。

黒澤：26年度より、一部の部署を除きほぼ全ての部署で障がい者の方の受入れが始まりました。それまでは法定雇用率をクリアできる最低限の雇用人数でしたが、予期せぬ退職があった場合などに達成できないような局面や、受入れ部署が偏りがちななどの課題もありました。そこで、障がい者雇用に関する明確な方針を打ち出し、各部に1名ずつの配属を目指して雇用を行うこととなりました。その結果、平成27年6月末現在、ERCA全体で7名の障がい者の方がフルタイムで働いています。

障がい者雇用及び職場定着がこれまでより進んだ理由は、3つあると考えています。1つは、採用方法を変えたこと。従来は障がい者の方の就労支援機関からの個別紹介が主でしたが、今回はハローワークを通じた公募としました。多数の応募者の中から面接を重ねて採用し、本人の得意分野を活かせるような部署への配属に努めました。2つめは、配属前に配属先へ障がい者の方の特性を丁寧に説明したほか、ERCA全体で障がい者雇用セミナーを開催し、障がい者雇用に対する職員の意識を高め、理解を深めることができました。3つめは配属先ごとにサポート担当者を決めて、仕事の切り出しや業務のマニュアル化など、きめ細かい配慮を行うようにしたこと

が挙げられると思います。

本多：そのほかにも、総務課職員が障がい者ご本人との面談を節目ごとに行い、悩みや希望をお聞きして配属先の担当者にフィードバックしたり、場合によっては外部支援機関からの助言やサポートを得るなどして定着支援を図っています。次のステージとして、今後はより長く働き続けていただくためのスキルアップやキャリアアップにも取り組んでいきたいと考えています。

—— 子育て支援についてはどうですか。

本多：まず、育児関係の休暇制度としては、「育児休業」、子どもが病気をしたときなどの「子の看護休暇」、就業時間が短縮される「部分休業」の制度があります。育児休業取得率は女性では100%ですが、男性の取得率も近年上がっています（次ページのグラフを参照）。厚生労働省の平成26年度雇用均等基本調査によると、事業所における育児休業取得率は男性2.3%、女性86.6%であり、ERCAは本調査結果と比べると高い水準にあります。これはERCAの職場風土として、子育て中の職員に対する周囲の理解が高く、休みを取りやすい雰囲気があるためだと思います。

一方、育児休業期間が長くなった場合などに職場復帰へのハードルを感じるケースもあると思います。職員が復帰しやすいように、例えば職場の最近の情報を共有する機会を設けるなど、ブランクを埋めるような取組が必要だと考えています。

今後も出産育児関連の支援について、「しおり」等で最新情報を提供していくことが子育てに関心を持つ職員が増えることにつながると考えますし、対象者や利用者からの個別相談にも引き続ききめ細やかに対応していきたいと考えて

います。

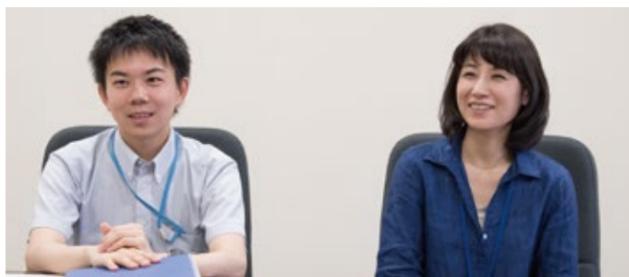
—— その他に、職員への支援としてどのようなものを考えていますか？

黒澤：「介護」が大きなテーマになると考えています。これからの時代、介護は誰もが避けて通れない問題ですし、実際に職場内でも介護問題を抱えた職員が増えているという事情もあって、差し迫った問題と認識しています。現在も介護休暇の制度もあるのですが、例えば、介護を理由に離職せざるを得なかった職員が介護がひと段落した段階で職場復帰できるような仕組みなど、個人と組織の双方に有益な取組の必要性を感じています。

—— 担当者として、何か今後積極的に取り組みたい点がありますか？

本多：障がい者の方や育児・介護中の職員だけでなく“すべての職員にとって働きやすい職場づくり”を目指したいと考えています。たとえば、ERCAでは近年、若い世代の職員も増えており、職員が自身のキャリアを考えながら意欲的に仕事ができるように、キャリアデザイン研修の実施等を検討しています。

黒澤：人生の節目節目でどういったことが起こり得るか、そのときどうすればいいかなどを早い段階から知ってもらうことで、先を見通したライフプランが立てられます。そうすれば、早めの対応を意識することができ、ワークライフバランスを考えながら働いていけるのではないのでしょうか。総務課としては、今後も「働きやすさ」を意識しながら、内外から情報収集を行い、各部門とも連携を取って職員をサポートしていきたいと考えています。



総務部総務課の本多正幸（左）と、総務部総務課調査役の黒澤由起（右）

育児休業取得率



総務部企画課 大井泰人

平成26年4月から27年5月まで育児休業を取得しました。子どもが1歳になるまでは妻が育児休業を取得し、子どもが2歳に

育休が容易に取得できる社会（組織）へ

なるまでの間は私が妻と交代する形で育児休業を取得しました。妻の職場が当時福岡だったため、初めての土地での初めての育児でしたが、炊事・洗濯・掃除・その他の苦勞よりも子どもの成長を間近に感じられる喜びや四六時中子どもと過ごすという非日常の楽しさの方が大きく、とても有意義な経験ができました。

福岡のママ友からは、「育休を取った男性と会うのは初めて!」といった声が聞かれましたし、実際育休を取得した男性と会うことは数えるくらいしかありませんでしたが、

育休を取得したいと思う男性が増え、女性も含めて容易に育休が取得できるようになれば、人と人の思いやりがある（多様性が受容される）社会（組織）になり、それは求心力のある社会（組織）につながるのではないのでしょうか。

育休の取得にあたっては、総務課人事係が相談に応じてくれて、復帰の際にも手続きに関して人事係がフォローしてくれましたので、とても助かりました。

障がい者の方と受入れ側の相互理解が大切

障がい者の方の配属先の担当者に、障がい者の方をお願いしている業務内容や工夫している点、課題等について話を聞きました。

今年4月より障がい者の方1名を課に受け入れ、私が担当となって日々の業務の指示や指導などを行っています。業務内容は、作成した文書内の計数チェックや物品等の在庫管理が中心です。

各作業への指示の方法は、抽象的な内容にならないよう工夫しています。たとえば、

計数チェックの際に見るべき項目の部分を色分けするなど作業内容を明確化して、「こちらが具体的に何をしてほしいのか」を伝えるようにしています。本人が自分の業務の目的や内容、手順などを理解できれば、正しく最後まで作業することができます。

ただ、繁忙期などはそうした作業の具体化に充てる時間が限られてしまい、本人の能力に見合った仕事を継続して作り出すことが困難だったときもありました。この点については、もっと相互理解を深め、課全体で協力して改善していきたいと思っています。

私自身、障がい者の方の受け入れは初めての経験ですが、教えられることも多いです。特に時間の正確さには見習うところがあります。

各作業を分かりやすくマニュアル化することは、障がいの有無に関わらず、全ての職員の役に立つことです。自分たちの仕事を整理し振り返ることにもなります。最初は手間がかかるとはありますが、今後のためにも課全体で取り組んでいきたいと思っています。



社会貢献活動の推進

これまでERCAでは、環境施策を担う法人として省エネ・省資源、グリーン購入の推進などを積極的に行ってまいりました。平成26年度はこれまでの取組に加え、環境分野においてより社会に貢献するべくERCA全体での社会貢献活動（CSR）推進に向けた取組を始めました。

その活動報告と今後の推進における課題などについて、

CSR 推進・平成 26 年度の総括と今後の課題について



総務部長 吉田一博

昨年度より総務課が中心となってCSR推進をさらに進めることになりました。われわれERCAの業務そのものが環境に関する社会貢献と考えています。みんなで議論して、まずは地域に貢献する活動が、本来業務の成長・発展にも繋がるとの考えから、今回このような取組が始まりました。

今回は初の取組ということで、総務課で候補メニューの抽出や先進企業へのヒアリング、職員へのアンケート等を行い、「古

着deワクチン」および「ネイチャーボランティア」に参加した職員4名による座談会が開かれ、積極的な意見交換のなかで今後のCSR推進のヒントが数多く提示されました。

着deワクチン」と「ネイチャーボランティア」の2つの活動メニューを選定しました。

試験的にこれらのCSRを実施したところ、「古着deワクチン」には予想を超える数量の古着が集まり、展示会場にも多くの職員が足を運びました。職員からは「生活に密着したCSRで参加しやすかった、今後も続けてほしい」などの好意的な声が寄せられています。「機構としてのCSR」を周知する点でも大きな効果を上げたのではないかと考えております。

また、「ネイチャーボランティア」については、川崎市麻生区黒川という地域に密着した活動ができました。川崎市の林業の実態を知り、また地元有志の方との繋がりができたことは、今後のCSR推進に向けた大きな収穫となりました。

いずれも初年度としては非常に満足できる成果を得られ、今後に期待できる内容だったと思います。

今後の課題としましては、こうした活動にERCAとしていかに職員の積極的な参加を促していくかがあります。他団体

との情報交換や連携も課題です。これについては、地域の集会などに参加するなど情報収集して、関係構築に努めてまいります。

職員一人ひとりのCSR意識を高めることが、ERCA全体のCSR推進のためには重要です。今後はERCA内での情報発信・意見交換なども積極的に行っていく予定です。

ERCA が推進する社会貢献活動

1. 職員による自発的なボランティア活動

- 職員個人による自発的なボランティア活動

2. 業務専門性を活かした社会貢献

- 教育機関、NPO 主催の生涯学習の場などへの出前講座等

3. 社会的要請等への対応

- 障がい者施設からの物品調達
- グリーン購入
- 節電、省資源、廃棄物減量等
- おそうじイベント
- 障がい者雇用

CSR 参加者座談会

～ERCA・CSRの推進に向けて～

——社会貢献活動についてどう思いますか。

秋保：社会貢献活動は自発的にすべきものだと思います。ただ、自分はなかなかできずにいました。どういう活動があるのかも正直よく知りませんでした。

田中：興味はあっても、第一歩を踏み出すハードルが高いですね。

——参加のきっかけを聞かせてください。

秋保：職場内で「古着deワクチン」が行われることを知り、市の古着回収に出すより有意義だと思って参加しました。

國松：私は普段から子どもが着られなくなった服を友人にゆずっていたのですが、今回の活動内容をお聞きして、古着が人の役に立つなら良いと思い参加しました。

田中：私は総務課から「ネイチャーボランティア」への参加を呼び掛けてもらい、思い切って参加してみました。

穴吹：私は山が好きなので、里山での活動と聞いて興味湧き参加しました。

——参加した感想を聞かせてください。

秋保：古着を運んでくるだけなので、誰でも気軽に参加できるのが良かったです。

國松：当初CSRと聞くと、「ネイチャー



「古着 de ワクチン」は誰でも参加しやすい



左から國松志帆（総務部）、秋保裕幸会計課長（経理部）、田中健太郎（予防事業部）、穴吹夏子（予防事業部）

ボランティア」への参加といった環境活動をイメージしましたが、自分のような時間が取れない人は、物を還元する「古着deワクチン」で社会貢献できることが分かり大変良かったです。

穴吹：「ネイチャーボランティア」は当日雨で寒かったです。作業を終えたときは達成感が味わえました。活動中、上司と部下の垣根を越えて会話ができたのも職場のコミュニケーション促進に役立ちそうです。

田中：大きな物を皆で協力して作り上げる経験は貴重でした。木を切る作業や組み立てる過程でデスクワークでは使わない頭を使ったと思います。次もまた参加したいと思ったのですが実際にはできていません。この点が今後の自分自身の課題だと思います。

秋保：ボランティア活動に参加することの副次的な面に職場外の人との交流も挙げられると思います。組織の外に出ることで視野が広くなり、自分自身が成長することにも繋がります。特に若い世代にはより重要だと思います。参加動機は「自分のため」でもいいのかもかもしれません。

——今後より一層CSR活動を推進するために必要な取組があれば教えてください。

秋保：どのような活動があるか知らない人は多いと思いますので、選択肢があれば皆が参加しやすい面もあると思います。

田中：ゆう活も始まったし、近場の活動が



体を使ったボランティアは達成感が味わえる

あれば退勤後にも参加できそうですしボランティアを通じて地域を知ることに繋がるのではないのでしょうか。

穴吹：職場内で気軽に参加できる活動があれば良いと思います。また、どのような活動があるか情報をもっと知りたいです。

國松：CSR活動がこうなると良いという希望ですが、社会貢献活動は、その活動にどれだけ共感できるかで取り組む姿勢が変わると思います。ERCAの職員一人ひとりが自身の共感できる活動にアンテナを張り、「次はこんな活動があるよ」と組織内に紹介、発信されるといいですね。

秋保：ボランティアした感想などを組織内に発信する場があると「自分もやってみよう」と思った人が仲間を誘って参加できます。1人で参加するよりハードルも低くなり、継続しやすいと思います。

——それでは最後に推進担当として一言お願いします。

富永：CSR活動に参加することで社会に貢献している実感が得られ、通常業務にも気持ちも新たにに取り組んでいけます。

また、ERCAの業務は業務を行う上で社会に貢献する気持ちが必要ですので、そういった意識を醸成するためにもより参加しやすい仕組みを考えて参加の機会を増やしていきたいです。皆さん、今日のご参加ありがとうございました。

平成26年度活動事例

ネイチャーボランティア

川崎市黒川青少年野外活動センターが実施する森の手入れ事業にERCAの職員7人が参加しました。この日は川崎市黒川青少年野外活動センターの敷地内にある竹林の整備作業を行いました。伐採した竹は焼却せず、竹を組んでつくる「竹テントドーム」の材料としました。

活動した日はあいにくのお天気でした

が、自然学校の講師の方に竹の切り方を教わりながら作業を行いました。

参加した職員からは今回のような里山整備活動は継続性が重要であると思うので、ERCAのCSR活動の一環として今後もこのような活動への参加について、検討してもらいたい等の意見が寄せられました。



古着deワクチン

「古着deワクチン」は職員から提供された活用しなくなった衣類等を開発途上国で活用するほか、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会（JVC）」を通じて開発途上国の子どもたちにポリオワクチンが届けることができます。

総務部総務課の職員が世話人となり、主に子育て中の職員に向けて協力を呼び

掛けるところ、たくさんの古着が集まりました。

また集まった古着で「ERCAリサイクル市」として古着バザーを開催しました。初めての試みでしたが多くの職員が会場となった会議室を訪れ、好評を得ることができました。成長が著しく衣服のサイズが頻繁に変わる子供服をメインに扱っ



たことが成功の要因に思われました。古着の一部を支援としてJVCへ提供することができました。

環境報告



業務実施に付随する環境配慮の取組

グリーン購入の推進と調達実績について

ERCAでは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、物品の調達方針を定めています。この方針では、環境負荷の少ない商品を調達するために、商品一つひとつに詳細な基準を設けています。実際の調達場面では、各部署の担当者が方針に基づき、基準を満たした商品であるか確認した上で、物品の調達を行っています。また、物品等納品業者や役務の提供者に対して、印刷物へのリサイクル適性の表示や納品の際に簡易包装を指示するなど、環境配慮に努めました。

平成26年度の調達実績は右の表のとおりです。平成27年度以降の調達においては、調達率100%の達成に向け、努力していきます。

平成26年度グリーン購入調達実績の一例

分野	品目	総調達量	調達率
紙類	コピー用紙	6,942.5kg	100%
文具類	マーキングペン	432本	100%
	ファイル	13,465冊	98%
	ファイリング用品	7,350個	73%
	事務用封筒（紙製）	71,120枚	100%
	付箋紙	6,954個	99%
役務	印刷	79件	100%

障がい者就労施設等からの物品調達について

平成25年4月1日より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されました。ERCAでは、本法律に基づき、調達方針を定め、障がい者就労施設等から率先的に調達を行っています。その結果、平成26年度は前年度の調達実績を上回ることができました。

対象となる障がい者就労施設等

- 障がい者総合支援法に基づく事業所・施設等（障がい者福祉サービス事業所等）
- 障がい者を多数雇用している企業
- 在宅就業障がい者等

平成26年度の調達実績

分野	品目	調達件数
物品	事務用品（仕切り紙、シャチハタ印等）	6
	小物雑貨（マグネット、カード立て等）	2
役務	印刷	15
	梱包発送	1

オンライン申告による申告書等の用紙削減の取組

公害健康被害補償業務では、全国約8,300か所の工場・事業場の皆様から申告・納付していただいている「汚染負荷量賦課金」申告の電子化を推進し、申告用紙の削減に積極的に取り組んでいます。

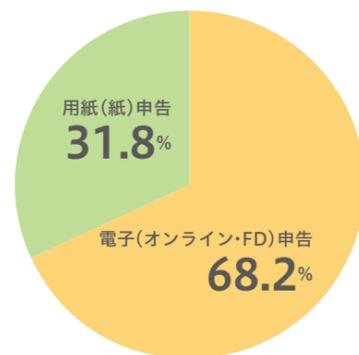
オンライン申告による用紙削減の取組とメリット

オンライン申告用の電子様式を活用することで、計算誤りや記載漏れ等を防ぎ、事務の効率化を図ることができます。

汚染負荷量賦課金申告の際に必要な用紙（申告書、算定様式等）の印刷部数は、オンライン申告の増加により、平成21年度は148,600部であったのに対し、算定様式を配布しないことにより平成26年度は105,550部に減っています（削減率▲29.0%）。

なお、オンライン・FD申告者に対するアンケート調査結果を踏まえ、平成27年度から紙の申告書も配布せず「申告者情報（A4：1枚）」を配布することとしました。これにより大幅な用紙の削減を見込んでいます。

電子申告・用紙申告の割合（平成26年度）



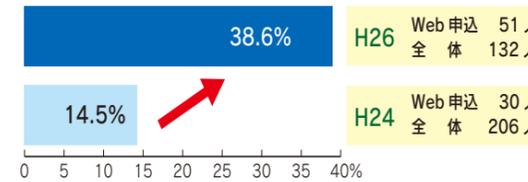
啓発イベント及びツールのグリーン化・ユニバーサル化

【募集案内及び参加申込のweb化の対応等】

- 予防事業の知識普及事業（講演会等行事）実施においては「環境配慮計画」を策定しており、イベント運営業者とも協力し、「廃棄物発生抑制」及び「地球温暖化防止」のために各種の取組を行っています。具体的には、開催案内はERCAホームページや約4,000名にご登録いただいているメールマガジンを活用することで、チラシの印刷部数を最小限にしたことに加え、申込をウェブ上でも行えることとし（①参照）、参加者にとってのペーパーレス化も推進した他、参加者に公共交通機関を利用することを呼びかける等の取組を行いました（②参照）。
- パンフレットをウェブコンテンツ化することで（③参照）、取り寄せなくても内容がわかるようにし、利便性を向上するとともに、ペーパーレス化の推進を図りました。

①ウェブでの申込割合の推移

（日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会共催「市民公開講座」の例）



②参加者への公共交通機関利用の呼びかけ

ご来場の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。

【対象者の年齢層等に配慮したコンテンツの工夫】

- 体調の事情等で会場に来られない方にも配慮し、講座を動画配信しています。
- 高齢者が対象となり得るパンフレットは文字サイズは大きめ、文字数は少なめとし、図や写真でポイントがわかるような工夫をしました。また、文字で説明されるよりも視覚的に捉えたほうがわかりやすいものはERCAホームページ上に動画コンテンツを掲載しました。これらの動画も文字サイズは大きくし、それに加えてナレーションはゆっくり話すといった工夫をしました（③参照）。

③呼吸リハビリテーションマニュアル（パンフレットのウェブコンテンツ化）

動画でさらなる理解を促しました

文字は少なめにし、写真でわかりやすくしました

「大気環境・ぜん息などの情報館」ERCAホームページより

設立10周年誌を簡易包装（エコメール）で発送



設立10周年誌「これまで そしてこれから」は、ERCAと関係している自治体等の機関やERCA主催のイベント等で広く情報発信しました。

作成時には、グリーン購入法に基づいた用紙や植物由来の油を含有したインクを使用し、郵送時（1部の場合）には、封筒を使用せず、再剥離タイプの宛名ラベルと封かんテープ（写真緑色テープ）を直接冊子に貼り付ける環境に配慮した簡易包装（エコメール）を利用しました。

助成団体申請書類を再生紙で作成



団体担当者が申請用紙を作成している様子

地球環境基金では、助成を受ける環境NGO・NPO（助成内定団体）を対象に、助成金の申請手続きや事務処理等に関する「内定団体説明会」を、毎年度4月に行っています。この説明会以降、内定団体は種々の書類を提出することになります。地球環境基金では、説明会で配布する「助成金の手引き」に書類の作成方法の留意点を掲載しており、環境配慮の一環として、再生紙の使用を義務づけています。また、書類を提出する際は、再生紙の両面を活用することを促しています。



環境配慮のための実行計画及び具体例

「環境配慮のための実行計画」に基づく役職員の環境配慮活動実施状況の把握

自己点検調査の実施

ERCAでは毎年度「環境配慮のための実行計画」を定め、業務等における環境配慮活動や電気使用量、コピー用紙使用量、ごみ排出量の削減目標値（過去3カ年度（平成23～25年度）でそれぞれ最も低い排出量を達成した年度の値）を設定しています。「環境配慮のための実行計画」で定められた環境配慮活動の実施状況を把握するため、平成26年8月に役職員全員を対象に自己点検調査を実施しました。

点検内容

対象分野である省エネルギー（電気使用量の削減）、省資源（用紙類の使用量削減）、廃棄物の排出抑制・リサイクルごとに定められた個々の環境配慮活動の項目について、役職員が自己の意識レベル（重要度）と自己の取組状況を点数化しました。

自己の意識レベル（重要度）

環境保全に重大な効果がある：3
環境保全にかなり効果がある：2
環境保全に多少効果がある：1

自己の取組状況

「既に取り組んでいる」：2
「さらに取組が必要」：1
「取り組んでいない」：0

参照：環境省「エコアクション21ガイドライン」（平成21年11月）

取組状況の評価

個々の環境配慮活動（項目）ごとに役職員の取組状況の平均値を算出し、次の記号で評価しました。

【取組状況の評価】=[自己の意識レベル（重要度）（3,2,1点）]×[自己の取組状況（2,1,0点）]
◎：4.1点以上 ○：4.0～3.1点 △：3.0～2.1点 ×：2.0点以下

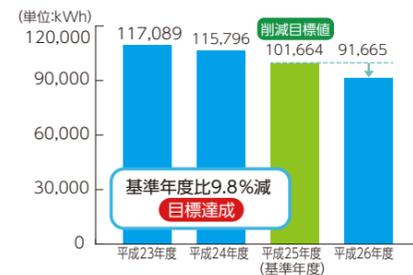
省エネルギー（電気使用量の削減）

省エネルギーへの取組状況

◎：4.1点以上 ○：4.0～3.1点 △：3.0～2.1点 ×：2.0点以下

項目	平成26年8月 評価結果	平成25年8月 評価結果	前年 比較
1 執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、昼休みには原則、消灯する。	◎	◎	—
2 残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	◎	○	↑
3 ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時にのみ点灯する。	◎	◎	—
4 離席時や着席していても長時間使用しない場合は、机上パソコンのモニター電源を切る。	◎	◎	—
5 夜間・休日は、パソコン、FAX機能のないプリンター等の主電源を切り、待機時消費電力を削減する。	◎	◎	—
6 コピー機等のOA機器は、使用後は省電力モードに切り替える。	○	○	—
7 近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を使用する。	○	○	—
8 ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	○	○	—
9 夏期における軽装（クールビス）、冬期における重ね着等服装（ウォームビス）を徹底し、冷暖房の使用を抑える。	◎	◎	—

電気使用量の推移



平成26年度の電気使用量は、基準年度比で9.8%の削減を達成しました。主な取組として、昼休み時間の全消灯、執務時間中の間引き消灯等を継続して実施したほか、25年度に引き続き執務室等におけるLED蛍光灯（175本）への切り替えを行いました。また、役職員の取組状況は、前年点検時から「残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。」が向上しており、節電に対する意識が一層

高まったことも削減目標達成に繋がったと考えられます。今後は、引き続き現在使用しているパソコン、プリンター、コピー機等のOA機器等の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図るとともに、旧型のエネルギーを多く消費する機器の廃止又は買換えを計画的に進め、エネルギー消費のより少ないものの導入を推進していきます。

算定対象：電気使用量（コンセント及び照明）

省資源（用紙類の使用量削減）

省資源への取組状況

◎：4.1点以上 ○：4.0～3.1点 △：3.0～2.1点 ×：2.0点以下

項目	平成26年8月 評価結果	平成25年8月 評価結果	前年 比較
1 機構の内部向け資料等は、LAN上の文書管理システム等を活用し、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を少なくする。	○	○	—
2 外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	○	△	↑
3 研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	○	△	↑
4 要綱等は、LAN上の文書管理システムに登録・管理し、極力、紙の使用量を少なくする。	○	○	—
5 外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子化して閲覧するようにする。	△	△	—
6 電子化された資料は、パソコンの画面上での閲覧を原則とし、印刷は最小限に止める。	○	○	—
7 コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に各自設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットする。	◎	◎	—
8 プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活用する。	◎	◎	—
9 プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける等して、可能な限り、裏紙（片面使用済みのコピー用紙）を使用する。	○	○	—
10 印刷を行う場合は、その頁数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、極力、残部が発生しないように配慮する。	◎	◎	—
11 資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。	○	○	—
12 ポスター、カレンダー等の裏面が活用できる紙は、メモ用紙等に利用するよう可能な限り工夫する。	○	○	—
13 使用済みの封筒の再利用に努める。	△	△	—

コピー用紙使用量の推移



平成26年度のコピー用紙の使用量は、平成25年度との比較では削減していますが、基準年度比では35.6%増加しています。役職員の取組状況としては、ERCA内部で実施する一部の研修、説明会等においては、プロジェクターの使用によりペーパーレス化で実施しました。また、配布資料が必要な場合においては縮小・

集約印刷を行うことによって、コピー用紙使用量の削減に努めました。引き続き、役職員の意識改革を促すとともに、内部研修等においてはペーパーレス化を励行するなどして、コピー用紙使用量の削減に向けて職員が一丸となって取り組んでまいります。

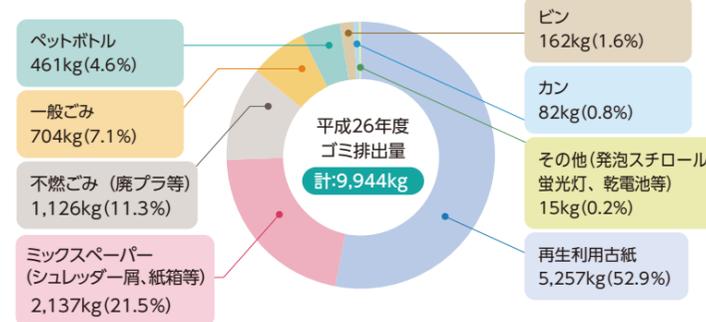
廃棄物の排出抑制・リサイクル

廃棄物の排出抑制・リサイクルへの取組状況

◎：4.1点以上 ○：4.0～3.1点 △：3.0～2.1点 ×：2.0点以下

項目	平成26年8月 評価結果	平成25年8月 評価結果	前年 比較
1 使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。	○	○	—
2 再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。	○	○	—
3 店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。	○	○	—
4 紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。	◎	◎	—

ごみの排出内訳



ごみの排出量の推移



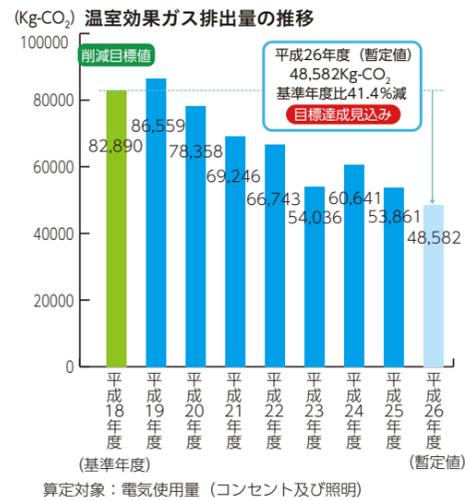
平成26年度のごみの排出量は基準年度比で1.3%減少しました。引き続き、使い捨て製品の使用を抑制し、再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用するなど、役職員の環境配慮への意識を高め、更なるごみの削減に向けて、取り組んでまいります。



ERCA 温故知新 ～旧環境事業団の建設譲渡事業の紹介～

温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量（エネルギー起源）



ERCAでは、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」に基づき、平成22年度から平成24年度までの温室効果ガスの総排出量（対象：電気使用量（照明及びコンセント））を平成18年度比で3%削減することを目標とした「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」を策定し、平成24年度まで実施してまいりました。平成22年度から平成24年度までの温室効果ガスの総排出量については、平均総排出量を平成18年度比で27%削減することができました。

平成25年度以降は、政府が示す「当面の地球温暖化対策に関する方針」（平成25年3月15日閣議決定）に基づき、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間についても、「環境配慮のための実行計画」を毎年度定め、引き続き地球温暖化対策を推進しております。平成26年度の温室効果ガス排出量は、4万8582kg-CO₂（暫定値）となり、平成18年度比で41.4%削減（見込み）することができました。

また、ERCAでは、職員の通勤・出張に係る排出量、オフィスでの排出量、ERCA主催の会議・イベント・研修等に係る排出量の把握に努め、職員の環境配慮への意識を高めています。

事業実施に伴う温室効果ガス排出量の把握

役員員の移動に伴うCO₂排出量

通勤：36,540kg-CO₂ (対象170人)
出張：20,177kg-CO₂ (延べ人数346人)

事業活動に伴うCO₂排出量

コピー用紙の使用：15,610 kg-CO₂e (コピー用紙使用量8,088kg)
廃棄物処理：812 kg-CO₂e (廃棄物排出量9,944kg)

■算定方法

※1 移動に係るCO₂排出量は駅すばあとによる数値を使用しています。なお、会議・イベント等の参加者の移動距離については、会議・イベント等の規模・性質に応じて推計しています。

※2 コピー用紙使用に伴うCO₂排出量は、「CFPコミュニケーションプログラム基本データベース」の排出原単位により、算出しています。

※3 廃棄物排出量に伴うCO₂排出量は、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量の算定のための排出原単位データベース (ver.2.2)」の排出原単位により、算定しています。

※4 会場の電気使用に伴うCO₂排出量は、「カーボンオフセット・ガイドラインver.1.0」に基づき、算定しています。

ERCA主催の会議・イベント等に係るCO₂排出量

職員の移動：11,887 kg-CO₂ (延べ人数263人)
参加者の移動：27,323 kg-CO₂ (参加者数合計7,584人)
会場の電気使用量：6,065 kg-CO₂ (会議・イベント等の実施回数234回)

東日本大震災に関する環境保全活動への支援

地球環境基金では、環境NGO・NPOが実施する環境保全活動に対して助成を行っています。平成23年度以降は、東日本大震災・原発事故への対応として、震災関連の環境保全活動に対する特別助成を行っています。平成26年度は「復興支援助成」として、東日本大震災被災地域に主たる事務所を有する団体を対象に、被災地域における環境保全に資する復興のための活動に支援を行いました。



特定非営利活動法人 勿来まちづくりサポートセンター

活動の趣旨：防災緑地を防災機能と地域活性を兼ねた地域資源として利活用することを目的とし、生態系保全の観点から、ドングリを発芽・幼苗を採取し、緑地に植樹する苗木の生育や、防災緑地地域説明会の実施に取り組んでいます。

平成26年度 東日本大震災関連活動分野の助成団体一覧（7件）

団体名	活動名
特定非営利活動法人 大阪自然史センター	三陸海岸の豊かな自然を子どもたちに伝える～未来の環境教育を担う人材育成事業～
一般社団法人 石巻観光協会	石巻市雄勝地区環境復興保全活動
一般社団法人 浦戸夢の愛ランド	ふるさと愛ランド ～牡蠣養殖から学ぶ～
特定非営利活動法人 環境パートナーシップ いわて	廃食油の資源化活動を通じて、三陸の復興および豊かで持続可能性のある地域社会をめざすプロジェクト
特定非営利活動法人 ザ・ピープル	福島県いわき市・広野町を中心とする学校教育現場等での環境保全型農業による綿花栽培を通じた環境教育の実践と産業化に向けた整備事業
特定非営利活動法人 勿来まちづくりサポートセンター	防災緑地を地域資源として活用するための環境保全事業
特定非営利活動法人 森は海の恋人	リアスの浜における湿地・干潟保全活動に基づく地域再生

市民とともに育む緑空間の創造

兵庫県芦屋地区大気汚染対策緑地・芦屋市総合公園

ERCAの前身の一つである旧環境事業団が実施した建設譲渡事業の中から、大気汚染対策緑地建設事業として整備された兵庫県芦屋地区・芦屋市総合公園を紹介します。

芦屋市は大阪と神戸のほぼ中間に位置し、北は六甲山、南は大阪湾に面した場所に位置しており、芦屋市総合公園は市の南部、南芦屋浜地区にあります。

この公園は、大気汚染の改善を図る緑地であるとともに、「市民の方々の憩いの広場」「水と緑のネットワークづくりの拠点」として、豊かな緑の中でスポーツやコンサートなどの

文化活動が楽しめ、また、花や緑に関する学習やボランティア活動も体験出来、子供から高齢者の方まで、市民の皆さんが集い育むグリーンエリアです。

また、芦屋市地域防災計画における広域避難場所でもあり、万が一の災害の際には、防災機能を持つ公園として「陸上競技場」「芝生広場」など、地域の住民の方々の避難場所のためにまとまった空間を確保しており、災害時の水を供給する耐震貯水槽や備蓄倉庫も備えています。

芝生広場・陸上競技場

芝生広場は、グラウンドゴルフ等が楽しめるオープンスペースです。また、400mトラックを要する陸上競技場は、インフィールドはサッカー・ラグビーコートになっています。

ビオトープ池

雨水と高度処理水を活用した湿潤な環境を創出し、自然観察・学習の場となります。トンボやメダカやヌマエビが生息し、植物もスイレンやクレソンなどが見られます。

緑の相談所

庭木緑等に関する問い合わせ・相談について、緑の相談員が説明・アドバイスをしています。

遊具広場

子供から大人まで楽しめるように、アスレチック、健康運動、フィットネス等さまざまな機能を持った遊具を設置しています。また、遊具広場の南側にはせせらぎが流れています。

備蓄倉庫

災害時に使用する毛布・衣類・食品などを備蓄する倉庫です。

リサイクルプラント

公園管理や花緑の活動から発生する落葉・刈草・剪定枝などの植物性廃材を堆肥や舗装材として再利用するための設備です。

(写真提供：芦屋市)

～column～ 大気汚染対策緑地とは
公害健康被害補償法の旧第一種地域及びこれに準する地域、NOx特別措置法の特定地域において、樹木等の大気汚染浄化能力に着目し整備された緑地（都市公園）。

芦屋市総合公園の概要
【事業地】兵庫県芦屋地区
【譲渡先】芦屋市
【事業期間】平成11～15年度
【面積】約10.0ha
【特色】芦屋市総合公園は緑化面積率70%、樹林地面積率50%を確保しており、下水処理場からの高度処理水を散水用水とするなどの下水のリサイクルも推進しています。

ERCA の環境配慮推進体制

環境委員会の構成

ERCAでは、業務運営における環境配慮を推進するため、理事長を委員長とする環境委員会を設置し、環境配慮のための実行計画、環境物品等の調達、環境報告書等に関して調査審議しています。

環境委員会の構成



「環境報告書2015」編集委員

「環境報告書2015」は、下記の編集委員により作成しました。

委員長 吉田 一博

委員

鎌田 大樹 北川 浩太 合谷 真弓 多賀 洋輔
中島 邦子 原 勝重 山口 悠介



事務局 独立行政法人環境再生保全機構 総務部総務課

監事による評価結果

独立行政法人環境再生保全機構 「環境報告書 2015」 への評価結果

1. 評価の目的

「環境報告書2015」の信頼性を高めるために、網羅性、正確性、中立性、検証可能性の観点から評価を行いました。

2. 実施した手続きの内容

定期監事監査における業務監査を踏まえるとともに、環境省「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き（第2版）」を参考にして実施しました。

3. 評価対象項目

- 1) 事業活動に係る環境配慮の方針等
- 2) 主要な事業内容、対象とする事業年度等

- 3) 事業活動に係る環境配慮の計画
- 4) 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等
- 5) 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等
- 6) その他（コミュニケーション、規制の遵守状況）

4. 評価結果

評価対象項目について評価を実施した結果、問題となる事項はありませんでした。

以上

平成27年9月18日

監事 野口 貴雄
監事 生田 美弥子

第三者意見



枝廣 淳子

東京都市大学環境学部教授
幸せ経済社会研究所所長

環境ジャーナリスト・翻訳家として「伝えること」で変化を促し、「つながり」と「対話」による幸せで持続可能な未来の共創とレジリエンスの向上をめざす。

本報告書の大きな目的の1つは、社会の“縁の下の力持ち”的な存在であるERCAとその活動について、社会の多くの人に知ってもらい、理解してもらうことだと思いますが、その目的に鑑みて、魅力的な特集を通して機構の存在意義や取り組みをわかりやすく伝える力作となっています。

今回の報告書では「人材育成」を特集テーマとして、NPO・NGOの若手スタッフのリーダーシップスキルを3年間かけて育成していることなど、ERCAが「社会を支える組織を支える組織」であることが伝わってきます。私自身もNGOを運営していますが、市民社会に於ける若手プロジェクトリーダーの育成は日本の社会にとって本当に大事なことだと思います。

また、専門スタッフの育成サポートなど、環境・健康に関わる専門領域を支える重要な人材の育成を推進し、そういった事業を進めているERCA職員の人材育成も着実に進めていることもよくわかります。このような組織や職員の方々の働きのおかげで、世の中の関心の移り変わりとは関係なく、大事な環境行政がきちんと実行されているのだなあと強く思いました。

今後の環境コミュニケーションに向けて、特に「団体の広報誌」ではなく、「環境報告書」として見たときに浮上する、いくつかの改善ポイントを述べます。

環境報告書にとって、特集は、すべての人がきちんとこなす必要がある“規定演技”を土台に、特に力点を置いているテーマや独自の取り組みを伝える“自由演技”に

あたるものだと考えています。報告の大部分が特集ページである本報告書は、親しみやすい報告書となっていますが、今後は、“規定演技”に当たるところも強化していくことを望みます。

まず、トップのメッセージで、今の社会やこれからの時代の認識を伝えてほしいと思います。「状況の変化や社会のニーズの高まりを念頭に置きつつ」とありますが、どのような状況の変化や社会のニーズの高まりを認識しているのか——その認識を共有してこそ、ERCAの存在意義や果たすべき役割、特に環境面での課題が読み手にも明確になるはずです。

次に、環境報告書の主要な報告事項の1つである「自らの環境負荷と削減活動」の報告について、数字だけでなく認識と方向性を伝えること、範囲を広げることを望みます。

5ページの環境負荷の全体像は単なる数字の報告だけなので、読み手はどのように評価したらよいかわかりません。改善または悪化しているのか、この現状をどのように認識しているのか、今後どのように取り組む考えなのか等も報告して下さい。26ページに掲載の電気使用量は異なる数字なのですが、両者の関係や全体像の説明を求めます。

26ページから2ページ半が「自組織の環境負荷とその低減活動」という、通常の環境報告書のメイン部分です。「電気」「コピー用紙」「ごみ」に関しては、実績・要因分析・今後の方針の報告があり、PDCAが回っていることがわかりますが、それ以外——生物多様性や水など、現在の地球環

境を考えたときに外せない、他の重要な課題——についてはどのように考えているのかを伝えてほしいと思います。

また、「改善」の評価は役職員の「自己の意識レベル」「自己の取組状況」の報告に依っていますが、組織内の自己評価だけでなく、ほかの評価軸や評価方法を組み合わせることが信頼性向上につながると思います。

最後に、環境報告を含む「環境経営」的な視点から3点述べます。

間接部門であるERCAの直接的な環境負荷はそれほど大きくはありません。その活動が社会にどのようなプラスをもたらす、社会のマイナスをどのくらい減らしているのかを伝えられたらよいと思います。その点で、地球環境基金の働きは非常に重要なので、東日本大震災関連だけでなく、その取り組みの全容や社会における役割などを(毎年でも)しっかり説明することは社会の理解と信頼を強化することでしょう。

次に、推進体制についてです。環境委員会の構成はありますが、現場の職員に対する実際の働きかけ等、現場レベルでの推進体制と実効性・改善への取り組みの報告を望みます。また、トップメッセージにある「多くのパートナーの方々と連携」の姿や働きかけも伝えてほしいと思います。

3点目に、全体として、政府の定める計画や方針に沿って、温室効果ガス等の環境負荷についてきちんと計画を立て、こなしているという印象ですが、さらにもう一歩進めて、政府の管轄下で行うべき計画を活用しつつ、「自分たちは環境にどのように取り組んでいきたいと思っているのか」という、主体性と意思がより感じられる取り組みを期待します。

環境報告書の土台である「自らの環境負荷とその低減活動」をより主体的な現状認識や取り組みによって進めつつ、ERCAが社会に対して果たしている大事な取り組みを特集として社会の人々に知ってもらう——今後の報告書にさらに大きな期待をしています。